

医療法人 岡仁会

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション 重要事項説明書

（事業目的）

第1条 医療法人岡仁会が開設する南大分通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士その他の従業者（以下「理学療法士等」という）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という）が指定介護予防通所リハビリテーションもしくは指定通所リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業所の理学療法士等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

（2）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称；南大分通所リハビリテーション
- 2) 所在地；大分市明礪町1丁目2番9号 TEL 543-6667

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者（医師） 1名

管理者は、施設の従業員の管理及び指定南大分通所リハビリテーション利用申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2) 理学療法士等 理学療法士、言語聴覚士； 2名以上 リハビリ担当
看護師； 1名以上
介護職員； 8名以上

理学療法士等は、通所リハビリテーション計画書及び予防通所リハビリテーション計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

理学療法士等は送迎及び指定介護予防通所リハビリテーション、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1）営業日 ； 月曜日～土曜日
- 2）休業日 ； 日曜日・祝祭日、盆休（8月14、15日）
年末年始（12月30日～1月3日）
- 3）営業時間 ； 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 4）サービス提供時間 ； 午前9時から午後5時までとする。
- 5）業務内容 ； （1）居宅への送迎（車椅子リフト車の送迎も可）
（2）健康チェック
（3）リハビリテーション（機能回復訓練、物理療法）
（4）日常動作訓練（食事動作確認）
（5）レクリエーション
（6）入浴（入浴動作確認）
（7）その他、医師の指示によるリハビリテーション

（利用定員）

第6条 指定介護予防通所リハビリテーション、指定通所リハビリテーションの利用定員は、1日1単位30人以内とする。

（利用料等）

第7条 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当事業所が法定代理受理事務事業所である場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（2）食事提供及びおやつ提供については、材料費として670円を負担いただく。

（3）次条の「通常の事業の実施地域」を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、費用の支払いを受ける場合には、予め利用者又はその家族に対し文書で説明を行った上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大分市/由布市（挾間町）の地域とする。

（解約等）

第9条 利用者から当事業所の解約を申し出る事が出来ます。その場合には解約を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時解約、解除する事が出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供が困難と判断された場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由もなく通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他重大な事情が認められた場合
- ⑧ 他の利用者が身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくはその恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの解約の申し出）

第10条 以下の事項に該当する場合には、当事業所より解約を申し出る事があります。

- ① 利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、サービスの提供が継続し難い重大な事情が生じた場合
- ② サービスの利用料金の支払いが6ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により、事業者及びサービス従事者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけたり、または著しい不実行為を行うことなどによって、サービスの提供を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

（緊急時における対応方法）

第11条 理学療法士等は、通所介護予防リハビリテーション及び指定通所リハビリテーション実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合は、必要に応じて臨時応急措置の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じることとする。

- (2) 理学療法士等は、前項について、しかるべき処置を行った後、速やかに管理者、主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 非常時・災害時の対策としては、建物を共有する医療法人 岡仁会 大分共立病院と協力し、避難・初期消火を実施する。また、大分共立病院が年2回実施する防災及び避難誘導訓練に参加することとする。

（苦情処理体制）

第13条 サービス内容に関する苦情などの相談窓口を設置する。

【当事業所のご相談窓口】

窓口責任者 ; やまさき のりやす
山崎 典保 [介護福祉士]
ご相談場所 ; 当事業所面談室
ご連絡先 ; TEL (097) 543-6667

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(3) その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

※(3) その他虐待防止のために必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置。
- ・成年後見制度の利用支援。 等

(その他、運営についての留意事項)

第13条 当事業所従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する、という守秘義務がある。

なお、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用時点にて遵守するよう指導する。

同意書

令和 年 月 日

南大分通所リハビリテーション事業所の利用に当たって、上記利用約款の内容に基づく重要な事項を説明いたしました。

事業者 医療法人 岡仁会
南大分通所リハビリテーション

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から、南大分通所リハビリテーション事業所についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報につきましては、サービス担当者会議等に必要なあるときは、最小限の範囲内において、関係者に掲示することに同意いたします。

《利用者》

住所 _____

氏名 _____ 印

《 》

住所 _____

氏名 _____ 印

料 金 表

◆下記金額は、介護保険負担割合1割の方の負担金額となっています。負担割合によって異なります。

【通所リハビリテーション】

令和8年6月1日現在

基本料金	要介護度		介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	利用時間	1～2時間	369円/日	398円/日	429円/日	458円/日	491円/日
		2～3時間	383円/日	439円/日	498円/日	555円/日	612円/日
		3～4時間	486円/日	565円/日	643円/日	743円/日	842円/日
		4～5時間	553円/日	642円/日	730円/日	844円/日	957円/日
		5～6時間	622円/日	738円/日	852円/日	987円/日	1,120円/日
		6～7時間	715円/日	850円/日	981円/日	1,137円/日	1,290円/日
		7～8時間	762円/日	903円/日	1,046円/日	1,215円/日	1,379円/日

◆送迎費用は基本料金に含まれています。但し、送迎不要の場合は片道につき47円/回減算させていただきます。

加算料金	項 目		料 金	内 容
	リハビリテーション提供体制加算		12円/日	所要時間3時間以上4時間未満
			16円/日	所要時間4時間以上5時間未満
			20円/日	所要時間5時間以上6時間未満
			24円/日	所要時間6時間以上7時間未満
			28円/日	所要時間7時間以上の場合
	リハビリテーションマネジメント加算 口		593円/月	開始日から6月以内
			273円/月	開始日から6月超
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		110円/日	退院(所)日又は初回認定日から起算して3月以内
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		240円/日	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		1,920円/月	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内
	科学的介護推進体制加算		40円/月	科学的に妥当性のある指標を収集・蓄積・分析
	栄養アセスメント		50円/月	管理栄養士と介護職員等と共同して行った場合
	栄養改善加算		200円/月	低栄養状態またはおそれのある利用者へ栄養改善サービスを行った場合
	※口腔機能向上加算		160円/回	口腔機能向上サービスを実施した場合
	※入浴介助加算(Ⅰ)		40円/日	入浴介助を行った場合
	※重度療養管理加算		100円/日	対象者は要介護3・4・5の利用者
	退院時共同指導加算		600円/月	退院時カンファレンスにて在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、通所リハビリテーション計画に反映させ、通所リハビリテーションを行った場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円/日	介護職員総数に占める介護福祉士の割合が4割以上の事業所が、利用者に対して通所リハビリテーションを行う場合
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 口		基本料金と加算料金を足し1000分の111を乗じた単位数	

※印は、対象者のみの加算となります。

【介護予防通所リハビリテーション】

基本料金	要支援1	2,268円/月	要支援2	4,228円/月
------	------	----------	------	----------

◆送迎費用は基本料金に含まれています。

加算料金	項 目	料 金	内 容
	栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士と介護職員等と共同して行った場合
	※栄養改善加算	200円/月	低栄養状態またはおそれのある利用者へ栄養改善サービスを行った場合
	一体的サービス提供加算	480円/月	栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定した場合
	科学的介護推進体制加算	40円/月	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	基本料金と加算料金を足し1000分の111を乗じた単位数	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1：88円/月	要支援2：176円/月

※印は、対象者のみの加算となります。

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション共通】

◆下記金額は保険外費用となります。

項 目	料 金
食事代（おやつ代含む）	670円/日
おむつ代・日用品費	実費
レクリエーション等にかかる費用	材料費等を実費でいただく場合があります